別記第23号様式（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

北海道公安委員会　様

住所又は居所
（ふりがな）
氏　　名
電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第99条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

１　利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書（又は保有個人情報一部開示決定通知書）の文書番号及び日付 文書番号：　　日付：　　年　　月　　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □法第98条第１項第１号に該当（□利用の停止　□消去） □法第98条第１項第２号に該当（提供の停止） （理由）

２　本人確認等

⑴　利用提示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人
⑵　請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード □その他（　　） ※　請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
⑶　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） イ　本人の氏名 ウ　本人の住所又は居所
⑷　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　）
⑸　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　）

※　この欄は記入しないでください。

受 付 年 月 日	年　　月　　日
担 当 部 課 等	部　　課 電話　　（内線　　）
備　　考	

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

保有個人情報利用停止請求書の記載要領

１　「年月日」欄

保有個人情報利用停止請求書を受付窓口に提出する年月日を記載してください。

２　「住所又は居所」、「氏名」及び「電話番号」欄

本人の住所又は居所及び氏名を記載してください。ここに記載された住所又は居所及び氏名により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の住所又は居所、氏名及び電話番号を記載してください。

３　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄

下記４の①及び②の事項に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

４　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（個人情報保護法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、個人情報保護法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（個人情報保護法第90条第１項第２号）

５　「利用停止請求の趣旨及び理由」欄

⑴　利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「法第98条第１項第１号に該当」、「法第98条第１項第２号に該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア　「法第98条第１項第１号に該当」には、個人情報保護法第61条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、同法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、同法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は同法第69条第１項及び第２項（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。

また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ　「法第98条第１項第２号に該当」には、個人情報保護法第69条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は同法第71条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

⑵　利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

６　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、個人情報保護法第98条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

７　「本人確認等」欄

⑴　来庁による利用停止請求の場合

来庁して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、事前に警察本部の警察情報センターへお問い合わせください。

【平日８：45～17：30　☎（011）251－0110　内線2145～2148】

⑵　郵送等による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を郵送等して保有個人情報の利用停止請求をする場合に

は、⑴の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、事前に警察本部の警察情報センターへお問い合わせください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

⑶　代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

ア　法定代理人が利用停止請求をする場合

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（続柄が記載されているものに限る。）、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

イ　任意代理人が利用停止請求をする場合

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

８　その他

「受付年月日」、「担当部課等」及び「備考」欄は記載しないでください。

９　利用停止請求書の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

⑴　警察本部の警察情報センター、各方面本部（函館・旭川・釧路・北見）の情報コーナー又は全道各警察署の情報コーナーへ直接持参する。

⑵　警察本部の警察情報センター宛てに郵送する。

郵送先：〒060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部警察情報センター

※ファクシミリによる保有個人情報の利用停止請求は、受付できませんのでご注意ください。